

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案 新旧対照条文

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第六条関係）…………… 1

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）…………… 3

改正案		現行			
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>		
	(略)	(略)		(略)	
	<p>百五十一 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録</p>			<p>百五十一 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録</p>	
<p>(一) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項（登録）のマンション管理業者の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円	<p>(一) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項（登録）のマンション管理業者の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(二) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十一条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円	<p>(二) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十一条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(三) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項（登録講習機関の登録）の登録</p>	登録件数	一件につき九万円	<p>(三) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項（登録講習機関の登録）の登録</p>	登録件数	一件につき九万円

録（更新の登録を除く。）		百五十一の二 賃貸住宅管理業者の登録	
（略）	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第 号）第三条第一項（登録）の賃貸住宅管理業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	
（略）		一件につき九万円	
録（更新の登録を除く。）		（新設）	
（略）		（新設）	
（略）		（新設）	

